

## 公益社団法人長野県社会福祉士会特定個人情報取扱規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）が、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という）、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、本会の取り扱う特定個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

### (定 義)

第2条 この規程における特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、その個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第7条第1項及び第2項、第8条並びに第67条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除く）をその内容に含む個人情報をいう。

### (取扱い業務の範囲)

第3条 本会が取り扱う特定個人情報は、原則として以下のとおりとする。

- (1) 健康保険・厚生年金保険関係届出事務
- (2) 雇用保険関係届出事務
- (3) 労働者災害補償保険法関係届出事務
- (4) 国民年金第3号被保険者関係届出事務
- (5) 給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務
- (6) 報酬、料金等の支払調書作成事務
- (7) 配当、余剰金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- (8) 不動産の使用料等の支払調書作成事務

### (事務取扱責任者等)

第4条 本会は、特定個人情報を管理するために事務取扱責任者をおく。

- 2 事務取扱責任者は、事務局長を充てる。
- 3 事務取扱担当者は、事務局長以外の事務職員とする。

### (守秘義務)

第5条 特定個人情報を取り扱うすべての者は、徹底した守秘義務の中で業務を遂行しなければならない。

- 2 前項を確認するため、特定個人情報を取り扱うすべての者は、1年に1回、本会が定めた誓約書を提出しなければならない。

### (事務取扱責任者の責務)

第6条 事務取扱責任者は、情報漏えい発生時またはその可能性が疑われる場合には、速やかに会長に報告をするとともに漏えいの拡大を阻止するように対策を講じなければならない。

### (情報漏えい時の原因究明)

第7条 事務取扱責任者は、情報漏えい発生時またはその可能性が疑われる場合には、事後に速やかにその原因を究明して会長および関係者に報告をしなければならない。

### (取得の段階の取扱い)

第8条 事務取扱担当者は、職員（内定者を含む）から特定個人情報の提供を受けるに当たっては、その写しを紙によって受領しなければならない。

- 2 事務取扱担当者は、職員（内定者を含む）から提出された特定個人情報の写しを速やかに所定のファイルに綴り、鍵付きのキャビネットに保管しなければならない。
- 3 事務取扱担当者は、ファイルに綴られた職員（内定者を含む）の特定個人情報の確認のために写しを取ってはならない。

（利用を行なう段階）

第9条 事務取扱担当者は、ファイルに綴られた特定個人情報の写しを利用して第3条に定める事項について申告書や申請書等を作成することができる。

- 2 前項の申告書や申請書等は、行政機関等への提出分につき印刷をすることができる。
- 3 事務取扱担当者は、行政機関への提出および調査等の場合に限り、事務取扱責任者の許可を得て施設外に持ち出すことができる。

（保存をする段階）

第10条 特定個人情報は、それが記載された書類等に係る関係法令に定める期間保存をする。

- 2 紙媒体の資料は、鍵付きのキャビネットに保管する等の方法により管理をする。なお、この鍵は、取扱責任者のみが所持することができ、必要な都度、施開錠する。
- 3 特定個人情報は、その情報がデジタル情報による場合には、事務取扱担当者が扱う電子機器にその情報を保存してはならない。

（提供を行なう段階）

第11条 特定個人情報は、関係法令により必要な場合においてのみ関係行政官庁へ提供することができる。

- 2 前項の提供にあたっては、簡易書留の利用等の方法により、厳重な管理方法によって提供を行わなければならない。

（削除・廃棄を行なう段階）

第12条 特定個人情報は、関係法令により定められた保存期間を超えた場合に削除・廃棄を行なうものとする。

- 2 特定個人情報の紙媒体の廃棄にあたっては、シュレッダーにて裁断処分しなければならない。

（職員教育）

第13条 事務取扱責任者は、事務取扱担当者に対して情報管理に関する教育を1年に1回以上実施をする。

（事務取扱担当者への監督）

第14条 事務取扱責任者は、事務取扱担当者に対しての管理および監督をするものとし、運用方法について情報漏えいの可能性がある場合には、是正に向けて指図をしなければならない。

（改 廃）

第15条 事務取扱責任者は、必要に応じてこの特定個人情報取扱規程を見直すものとし、改廃する場合は理事会の承認を得るものとする。

（委 任）

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年 1月 1日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。